広川町　生活管理指導員派遣　事業に係る事前同意書

事業を利用するにあたり、以下について同意します。

1、 担当職員がご自宅を訪問する際に、呼びかけても応答がなく、電話連絡等によっても安否が確認できない場合において、在宅の可能性が高いと判断される場合には、緊急連絡先の方へ状況説明を行ったうえで、担当職員が住居内に立ち入ること。

2、　1 の場合で、緊急連絡先の方とも連絡がとれない場合は、利用者の安否確認のために緊急かつやむを得ないと町長が判断する場合に限り、担当職員が住居内に立ち入ること。

　　　年　　月　　日

（提出先）広川町長

　　　　　　　　　　　　　　　　（利用者）住所　広川町大字

氏名

電話番号　　　　　(　　　　)

　　　　　　　　　　　　　　　（親族代表者）住所

氏名

電話番号　　　　　(　　　　)

利用者との続柄　(　　　　　　)